

大日向小学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に則り、児童の心身の発達に応じて小中一貫教育の観点に立って初等普通教育を行い、「誰もが、豊かに、そして幸せに生きることのできる世界をつくる」ことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、大日向小学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、長野県南佐久郡佐久穂町大字大日向字上滝平1110番地1に置く。

第2章 収容定員

(収容定員)

第4条 本校の収容定員は、210名とする。
2 各学級の収容定員は、1学級35名とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、6年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の3学期とする。
第1学期 4月1日から7月31日まで
第2学期 8月1日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 春季、夏季、冬季、学年末営業日並びに校長が教育上特に必要と定める日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときには、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときには、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、転学、休学、退学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 市区町村から就学通知書を受けた年齢満6歳以上の者
- (2) 校長が入学資格を認めた者

(転入学又は編入学資格)

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者又は修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、かつ、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学者の選考及び入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(入学手続)

第12条 入学の許可を受けたときは、保護者は速やかに保証人連署の誓約書、保証書等を添え、願い出なければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までにおこなわれなるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(休学)

第13条 児童が疾病その他やむを得ない事情により休学しようとするときは、保護者はその理由を明記し、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。

(復学)

第14条 休学中の児童が復学しようとするときは、保護者は校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第15条 児童が他の学校に転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 児童が疾病やその他やむを得ない事情により退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第17条 児童が感染症にかかった場合又はその恐れがある場合、その他必要があると認められる場合には、その児童に対し出席停止を命ずることがある。

(身上事項の異動の届出)

第18条 児童及び保護者の氏名、本籍、住所の変更等、身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、課程修了の認定及び卒業

(教育課程)

第19条 本校の教育課程は、小学校学習指導要領に基づき編成し、その教科及び授業時数は別表のとおりである。

(学習評価)

第20条 児童の学習評価は、児童の平素の学習に向かう取り組みや成果物および成績、児童自身による振り返りなどを全人的に判断して行う。

(課程修了の認定)

第21条 各学年の課程の修了は、学年末において校長が認定する。

(原級留置)

第22条 長期欠席その他の事由により、当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときには、原級に留め置くことがある。

(卒業認定)

第23条 児童が本校所定の全課程を修了したと認められるときには、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第6章 教職員

(教職員)

第24条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名
- (3) 教頭 1名
- (4) 教諭 5名以上
- (5) 養護教諭 1名
- (6) 事務職員 1名
- (7) その他必要な教職員

2 前項に定めるもののほか次の者を置く。

学校医

学校歯科医

学校薬剤師

スクールカウンセラー

3 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

4 副校長は、校長を補佐し、校長の指示を受けて校務の一部について自ら処理する。ただし副校長を置く場合は教頭を置かないことがある。

5 教頭は、校長及副校長を補佐し、校務を整理する。ただし、教頭を置く場合は副校長を置かないことがある。

6 前第3項及び第4項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第7章 学校評議員

(学校評議員)

第25条 本校に学校評議員を置く。

2 前項の学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 自己点検及び情報提供

(自己点検等)

第26条 本校は、その教育水準の向上を図り、本校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

第27条 本校は、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第9章 保証人

(保証人)

第28条 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 親権者、後見人

(2) 兄姉、縁故ある者

(3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、児童の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第29条 保証人が転籍、転居または氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そう又は禁治産若しくは破産等に関わる者であるときは、改めて、保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でないと認められるときは、校長は変更させることがある。

第10章 授業料、入学料、入学審査料及び施設管理費

(授業料、入学料、入学審査料、教育活動費及び施設管理費)

第30条 本校の授業料、入学料、入学審査料、教育活動費及び施設管理費は、次の通りとする。

授業料 (月額)	50,000円
入学料	100,000円
入学審査料	30,000円
教育活動費 (年額)	60,000円
施設管理費 (年額)	100,000円

2 前項の規定にかかわらず、2024年3月31日までに入学した場合は、授業料、入学料、入学審査料、教育活動費及び施設管理費は、次の通りとする。

授業料 (月額)	35,000円
入学料	100,000円
入学審査料	20,000円
教育活動費 (年額)	60,000円
施設管理費 (年額)	75,000円

3 第一項及び第二項の規定にかかわらず、2022年3月31日までに入学した場合は、授業料、入学料、入学審査料、教材費及び施設管理費は、次の通りとする。

授業料 (月額)	35,000円
入学料	100,000円
入学審査料	15,000円
教材費 (年額)	39,000円
施設管理費 (年額)	20,000円

(納入及び納入の特例)

第31条 児童の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 児童が休学したときは、前項の規定にかかわらず、またその始期にかかわらず、その始期の属する月の翌日から授業料を免除することがある。

3 授業料の納付にあたり特別の事情がある者は、別に定める規定により、その一部を免ずることができる。

(滞納)

第32条 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(学費等の返還)

第33条 すでに納入した授業料、入学料及び入学審査料は原則として返還しない。ただし、退学、転学、休学、休学取消し、休学期間の延長又は短縮があった者については、授業料等の既納付額を返還することがある。

第11章 賞罰

(褒賞)

第34条 児童がその成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、褒賞することがある

(懲戒)

第35条 児童が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告、及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する児童に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序をみだし、その他児童としての本分に反した者

(出席停止)

第36条 前条に規定するもののほか、他の児童の修学に著しく妨げがあると認める児童があるときは、校長は、その保護者に対して、当該児童の出席停止を命ずることがある。

附則

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1 この学則は、2021年7月30日から施行する。

2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1 この学則は、2021年12月16日から施行する。

2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1 この学則は、2023年9月9日から施行する。

2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1 この学則は、2024年1月31日から施行する。

2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1 この学則は、2024年5月1日から施行する。

2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表 教育課程

教科	授業時数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会			70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科			90	105	105	105	405
生活	170	140					310
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭					60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
外国語					70	70	140
道德	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動			35	35			70
総合			70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
	918	945	980	1015	1015	1015	5888